

# 平成30年度 第3回江南市都市計画審議会 議事録

1. 日時 平成30年12月27日（木） 午後3時～午後4時30分
2. 場所 江南市役所3階 第3委員会室
3. 委員 出席委員13名  
(東義喜、稲山明敏、幅章郎、高橋政稔、坪内一紀、松永金次郎、鶴見正高、加藤幸治、伊藤由香、倉知正憲、小椋雅江、安達秀正、藤岡和俊)
4. 傍聴者数 1人
5. 資料
  - 資料1 議題（1）尾張都市計画区域の都市計画変更（市決定）について（付議）
    - ・尾張都市計画用途地域の変更について
    - ・尾張都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
    - ・尾張都市計画布袋駅東地区計画の決定について
    - ・尾張都市計画下水道の変更について
  - 資料2 議題（2）尾張都市計画区域の都市計画変更（県決定）について（諮問）
    - ・尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
    - ・尾張都市計画区域区分の変更について
  - 資料3 議題（3）江南市都市計画マスタープラン及び江南市緑の基本計画の策定について（諮問）
    - ・江南市都市計画マスタープラン（案）及び江南市緑の基本計画（案）に関するパブリックコメントでの意見内容について
    - ・年度別策定の流れ（平成30年12月時点）※参考資料
  - 資料4 議題（4）新ごみ処理施設に関する都市計画の概略の案について（意見聴取）
    - ・尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る都市計画の概略の案（案）

■会長あいさつ、市長あいさつ

●議題（１） 尾張都市計画区域の都市計画変更（市決定）について（付議）

（事務局）～資料１に基づき説明～

（委員）近隣商業地域の面積の内訳として、建ぺいが率 80%容積率 200%の場所が約 47ha、建ぺい率が 80%容積率 300%の場所が約 2 ha となっていますが、いつの時点の数値になるのでしょうか。

（事務局）平成 31 年 3 月に予定している都市計画変更後の数値として示しています。

（会長）議題（１）「尾張都市計画区域の都市計画変更（市決定）について」ご異議ありませんか。

（委員）異議なし。

（会長）全会一致で原案のとおり可決とします。

●議題（２） 尾張都市計画区域の都市計画変更（県決定）について（諮問）

（事務局）～資料２に基づき説明～

～質疑・意見等無し～

（会長）議題（２）「尾張都市計画区域の都市計画変更（県決定）について」ご異議ありませんか。

（委員）異議なし。

（会長）全会一致で原案のとおり可決とします。

●議題（３） 江南市都市計画マスタープラン及び江南市緑の基本計画の策定について（諮問）

（事務局）～資料３に基づき説明～

(委員) パブリックコメントの意見にあった都市計画道路本町通線について、一方通行ではなく、対面交通を考えたかどうかの内容でした。都市計画マスタープランの方針では、地域の円滑な交通処理や良好な環境を形成するための整備を検討となっているとのことでしたが、具体的に対面交通をやってみてはと思います。将来的に、対面交通になることも整備方針の中にも含めているのでしょうか。

(事務局) 都市計画道路本町通線は、片側1車線ずつの2車線となる計画です。地域の要望などの話が持ち上がってこれば、道路整備について検討しなければならないと思いますが、現状は一人のご意見と捉えていますので、今回の意見に対して、今すぐ検討を進めていくということは考えていません。都市計画マスタープランの中には、様々な部署に関連する内容が盛り込んでいますので、詳細の内容までは記載していません。あくまでも将来の方向性を記載した計画として捉えていただいて、事業の詳細につきましては、それぞれの担当課で検討していく形になります。

(会長) 議題(3)「江南市都市計画マスタープラン及び江南市緑の基本計画の策定について」ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長) 全会一致で原案のとおり可決とします。

■議題(1) 尾張都市計画区域の都市計画変更(市決定)について(答申)

■議題(2) 尾張都市計画区域の都市計画変更(県決定)について(答申)

■議題(3) 江南市都市計画マスタープラン及び江南市緑の基本計画の策定について(答申)

■市長あいさつ

●議題(4) 新ごみ処理施設に関する都市計画の概略の案について(意見聴取)

※議題(4)については、主に江南市環境課、尾張北部環境組合にて、説明及び質疑応答を行った。

(事務局) ~資料4に基づき説明~

(委員) 事業対象地の西側の境界については、分筆を配慮している為、段をふんでいるよ

うな境界になっているのですよね。東側にはそういう場所が無いということなのですか。

(事務局) 境界ラインについては、境界の外側にごみ処理施設整備事業に対する反対の地権者がおみえになり、このままでは分筆ができない状態となっています。したがって、分筆せずにお買収できるよう、段をふむような境界ラインとしました。東側については、反対する地権者の方の境界が無いため、そのままとなっております。

(委員) 西側の境界の外側に、事業に対して反対の地権者の土地があるということでしたが、区域内にも事業の了解を得られていない方がいるかと思えます。同じ方なのですか。

(事務局) 現時点で、ごみ処理施設の建設エリア内には、事業に反対の地権者が1名みえますが、その方ではありません。

(委員) 事業対象地の中には地元の墓地がありますが、移転先を3haの事業区域に含めて考えているのですか。

(事務局) 本年度に墓地使用者の意向把握のため、訪問調査を行いまして、その中で頂いたご意向等を踏まえ、9月に墓地使用者の移転に向けた説明会を行いました。その中で、墓地につきましては、北浦地区の区域外に移転をするということを提案させていただいております。

(委員) 愛知県建設部長の意見として、住民や関係機関との合意形成が図られるよう努められたいとあり、それに対する都市計画決定権者の見解として、合意形成について一層努力していくとなっています。都市計画を決定する時に、住民の方や関係機関との合意形成が図られていないということになった場合に、都市計画決定はできるものなのですか。

(事務局) 一般的な話になりますが、都市計画決定を行うとなると、反対される方もいれば、計画案の縦覧時に意見書が出てくるという場合もあります。そういった中でも、市として必要であると判断したものについては、都市計画決定を行っていくこととなります。反対者がいることにより都市計画決定ができないということではないです。

(委員) 都市計画に関する流れの中で、都市計画決定をするということは、どの段階で内容が決まるものになるのでしょうか。

(事務局) 都市計画の告示をもつての決定となりますが、その前に都市計画の案の縦覧というものがあります。ここで都市計画決定をしたいという都市計画法上の縦覧を行いますので、それ以降については、基本的には内容の変更は無いことになります。

■平成 30 年度第 3 回江南市都市計画審議会終了